

ごみ処理基本計画策定指針

平成 28 年 9 月

環境省

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課

< 目 次 >

第1章 一般廃棄物処理計画

1. 一般廃棄物処理計画の概要
2. 一般廃棄物処理計画の点検、評価、見直し
3. 他の計画等との関係
4. 関係目標・指標等

第2章 ごみ処理基本計画

1. 基本的事項
 - (1) ごみ処理基本計画の位置づけ
 - (2) 施設の有効活用及び広域的な取組の推進
2. 策定に当たって整理すべき事項
 - (1) 市町村の概況
 - (2) ごみ処理の現況及び課題
 - (3) ごみ処理行政の動向
 - (4) 計画策定の基本的考え方
3. ごみ処理基本計画の策定
 - (1) ごみの発生量及び処理量の見込み
 - (2) ごみの排出の抑制のための方策に関する事項
 - (3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分
 - (4) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - (5) ごみの処理施設の整備に関する事項
 - (6) その他ごみの処理に関し必要な事項
4. 計画策定に当たっての留意事項

第 1 章 一般廃棄物処理計画

1. 一般廃棄物処理計画の概要

市町村は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

（1）法的根拠

市町村は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。

（2）適用範囲

①対象地域

市町村は、当該市町村の区域内全域について、一般廃棄物処理計画を定めなければならない。

②対象となる廃棄物

一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の統括的な処理責任を負う市町村がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画であり、市町村が自ら処理、あるいは市町村以外の者に委託して処理する一般廃棄物のみならず、廃棄物処理法第 6 条の 2 第 5 項に規定する多量排出事業者に指示して処理させる一般廃棄物や市町村以外の者が処理する一般廃棄物等も含め、当該市町村で発生するすべての一般廃棄物について対象としなければならない。

また、市町村は、対象となる一般廃棄物について、減量化や再生利用に係る具体的な推進方策や目標値を明記する。

（3）一般廃棄物処理計画の構成

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3 に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されている。

また、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）と

から構成されている（図1）。

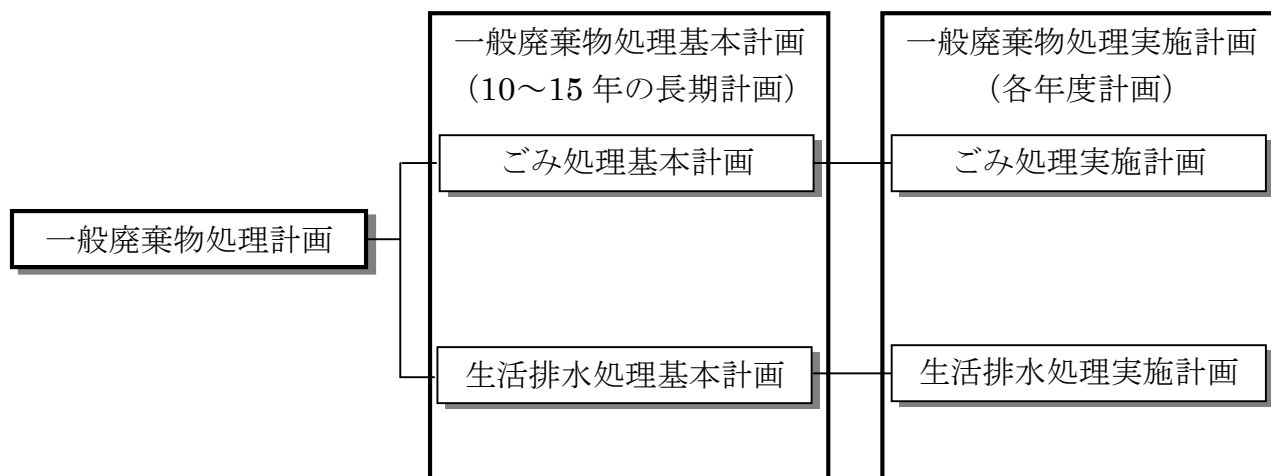


図1 一般廃棄物処理計画の構成

（4）一般廃棄物処理基本計画

この計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、その策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要がある。

（5）一般廃棄物処理実施計画

この計画は、一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに策定するものであり、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にすることとし、市町村はこれに基づき収集、運搬及び処分を行わなければならない。

（6）一般廃棄物処理計画策定の時期

①基本計画

一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。特に、市町村合併を行った市町村にあっては、速やかに計画を策定する必要がある。

②実施計画

一般廃棄物処理実施計画は、毎年度末までに、次年度に関するごみ及び生活

排水の処理について策定する必要がある。

(7) 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化のための支援ツール

平成 17 年 5 月に廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年環境省告示第 34 号。以下「廃棄物処理法基本方針」という。）」を変更し、この変更を受け平成 19 年 6 月に一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法や有料化の進め方並びに一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示すこと等を目的として3つのガイドライン（「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（以下「処理システム指針」という。）」）を策定しており、平成 25 年 4 月に一部改訂を行った。

市町村は、一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、これら3つのガイドラインに定められている事項を参考にして、自らの一般廃棄物処理システムの改善を図っていくことが必要である。

2. 一般廃棄物処理計画の点検、評価、見直し

市町村は、一般廃棄物処理計画について、Plan(計画の策定)、Do(施策の実行)、Check (評価)、Act(見直し)のいわゆる PDCA サイクルにより、継続的に自らの一般廃棄物処理計画の点検、評価、見直しを行う必要がある。

(1) 一般廃棄物処理計画の策定 (Plan)

市町村は、区域内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として、本指針等を参考にしつつ、廃棄物処理法第5条の7に規定する廃棄物減量等推進審議会等の意見を踏まえ、廃棄物処理法第6条第1項に基づき一般廃棄物処理計画を策定する。

策定に当たっては、環境保全を前提としつつ、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）に定められた基本原則や廃棄物処理法基本方針を踏まえ、地域における一般廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用等の実現のために必要な施策を適切に盛り込むとともに、中長期的な一般廃棄物の発生量及び質の変化と整合の取れたものとする必要がある。

特に、一般廃棄物処理基本計画の策定に当たっては、その策定の趣旨、目的、目標について、住民や事業者に対して明確に説明し、理解と協力を得るよう努めるものとする。

また、策定された一般廃棄物処理計画は、市町村の広報への掲載や広報活動、関係団体への情報提供等により、廃棄物に関係を有する廃棄物処理業者、排出事業者、市民等に広く周知されなければならない。

(2) 施策の実行 (Do)

市町村は、廃棄物処理法第6条の2に基づき、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。）しなければならない。

(3) 評価 (Check)

市町村は、一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の指標として、処理システム指針に示された標準的な評価項目（指標）を用い、毎年、一般廃棄物処理システムの改善・進歩の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、処理システム指針に示されている「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」により、その結果を住民に対し、公表することが適当である。

(4) 見直し (Act)

市町村は、一般廃棄物処理基本計画について、評価を踏まえて概ね5年ごと、

または、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行うことが適当である。なお、改定に当たっても、評価を踏まえて策定された改定案について住民や事業者に対して説明し、理解と協力を得るよう努めるものとする。

また、一般廃棄物処理実施計画については、年度ごとに、評価を踏まえて計画の見直しを行うことが適当である。

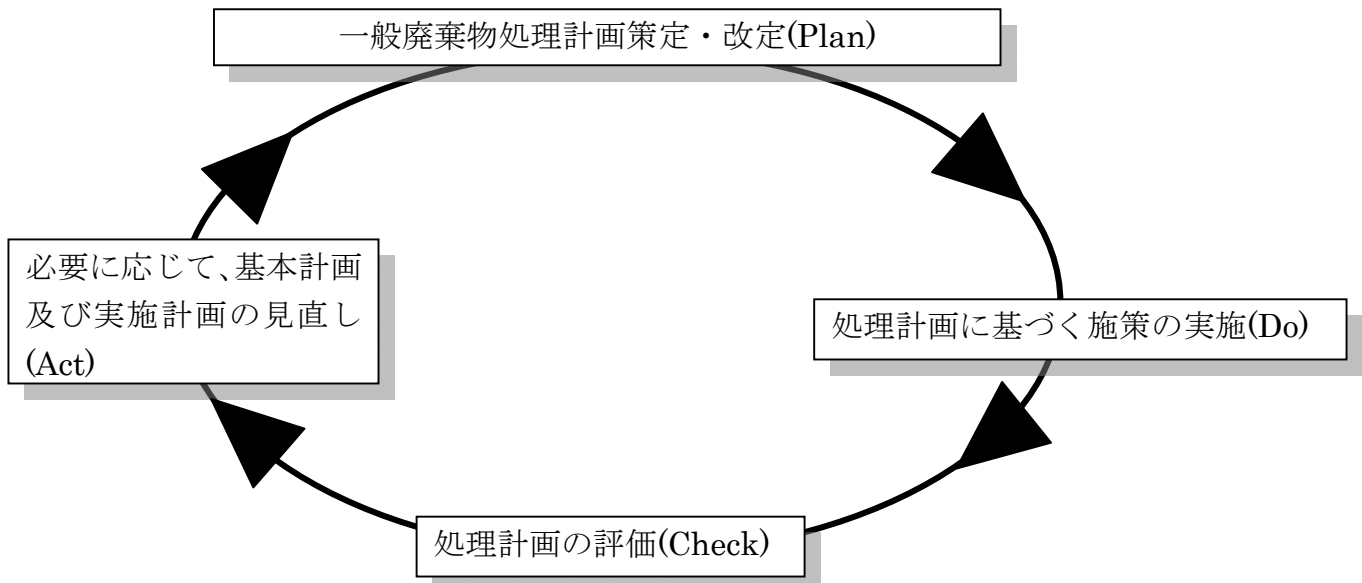


図2 一般廃棄物処理計画におけるPDCAサイクル

3. 他の計画等との関係

一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、国や都道府県の計画等を踏まえたものとする。

一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めることはもとより、循環型社会の実現に努めることが重要である。

さらに、循環型社会と低炭素社会との統合的実現やその実践の場としての地域の活性化にもつながる地域循環圏づくりのための循環共生型の地域社会の構築を図る観点や、災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備を図る観点も踏まえ、他の計画等との関係も考慮した上で策定することが重要である。

関連する計画等は、以下のようなものがある。

(1) 環境基本計画

環境基本計画は、環境基本法（平成5年法律第91号）第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めたものである。第四次環境基本計画（平成24年4月閣議決定）では、優先的に取り組む9つの重点分野の一つとして、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」が位置づけられている。

(2) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）は、循環基本法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものである。第三次循環基本計画（平成25年5月閣議決定）では、環境保全を前提とした循環型社会の形成を標榜しており、市町村は、地域循環圏の形成等、住民の生活に密着した基礎的自治体としての役割を果たすこと、さらに相互に緊密に連携して協力していくことが求められている。

また、循環型社会形成に関する取組指標として、一般廃棄物の減量化に係る目標値が設定されている。

(3) 廃棄物処理法基本方針

廃棄物処理法基本方針は、廃棄物処理法律第5条の2第1項に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められるものである。平成28年1月に変更された廃棄物処理基本方針（平成28年環境省告示第7号）は、①廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向、②廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項、③廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項、④廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項、⑤非常災害時における③、④に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項、⑥その他廃棄物の減量

その他その適正な処理に関し必要な事項が定められている。

市町村は、この基本方針を踏まえて、当該市町村の一般廃棄物処理計画を策定することが適当である。

(4) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第5条の3第1項の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するため、廃棄物処理法基本方針に即して定められるものである。

平成25年5月に閣議決定された計画においては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提として、廃棄物等の適正な循環的利用や適正な処分のための施設等を整備し、循環型社会の形成を図ることとされており、また、災害対策の強化を目指し強靱な廃棄物処理システムを確保することとされている。

(5) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律等個別リサイクル法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）に基づき、食品小売業、外食産業等の食品関連事業者がその一般廃棄物である食品廃棄物の再生利用、収集運搬を廃棄物処理業者等に委託して行う場合がある。このほか、個別リサイクル法に基づき、市町村以外の者が一般廃棄物の再生利用等の処理を行う場合がある。これらの場合に再生利用等が円滑に行われるよう配慮することが適当である。

(6) 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温暖化対策法」という。）第8条に基づき、平成28年5月に地球温暖化対策計画が閣議決定された。当該計画では廃棄物処理における取組として3Rの推進や廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収等の更なる推進等についても規定されており、一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、当該計画と整合性の取れたものとする必要がある。

(7) 廃棄物処理計画

都道府県は、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定により、廃棄物処理法基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

廃棄物処理計画においては、一般廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項や一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項について定められている。

一般廃棄物処理計画は、市町村が策定するものであるが、特に市町村の区域を越えて広域的な処理の計画の策定等を必要とする場合においては、関係市町村か

らの要請等に応じて、都道府県は廃棄物処理計画に基づき技術的援助を適宜行いながら、市町村間の調整に協力すべきである。

なお、廃棄物処理計画と市町村が策定する一般廃棄物処理計画との関係については、法令上は直接関係を有するものではないが、廃棄物処理計画の策定に当たっては、関係市町村の意見を聴くこととされており、両計画は整合性の取れたものとするのが適当である。

(8) 他の市町村の一般廃棄物処理計画

市町村が当該市町村の区域を越えて一般廃棄物の搬入又は搬出を行っている場合には、当事者である市町村間で密接に連絡を取り、相互の一般廃棄物処理計画に齟齬を来さないよう努める必要がある。

(9) その他関連する市町村計画

市町村において、「環境基本計画」や「循環型社会形成推進計画」、温暖化対策法に基づく「地方公共団体実行計画」、「災害廃棄物処理計画」等を策定している場合には、これらの計画との整合性に配慮する必要がある。

また、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条第1項に基づく「市町村分別収集計画」や「循環型社会形成推進地域計画」を策定する場合には、一般廃棄物処理計画との整合性に配慮する必要がある。

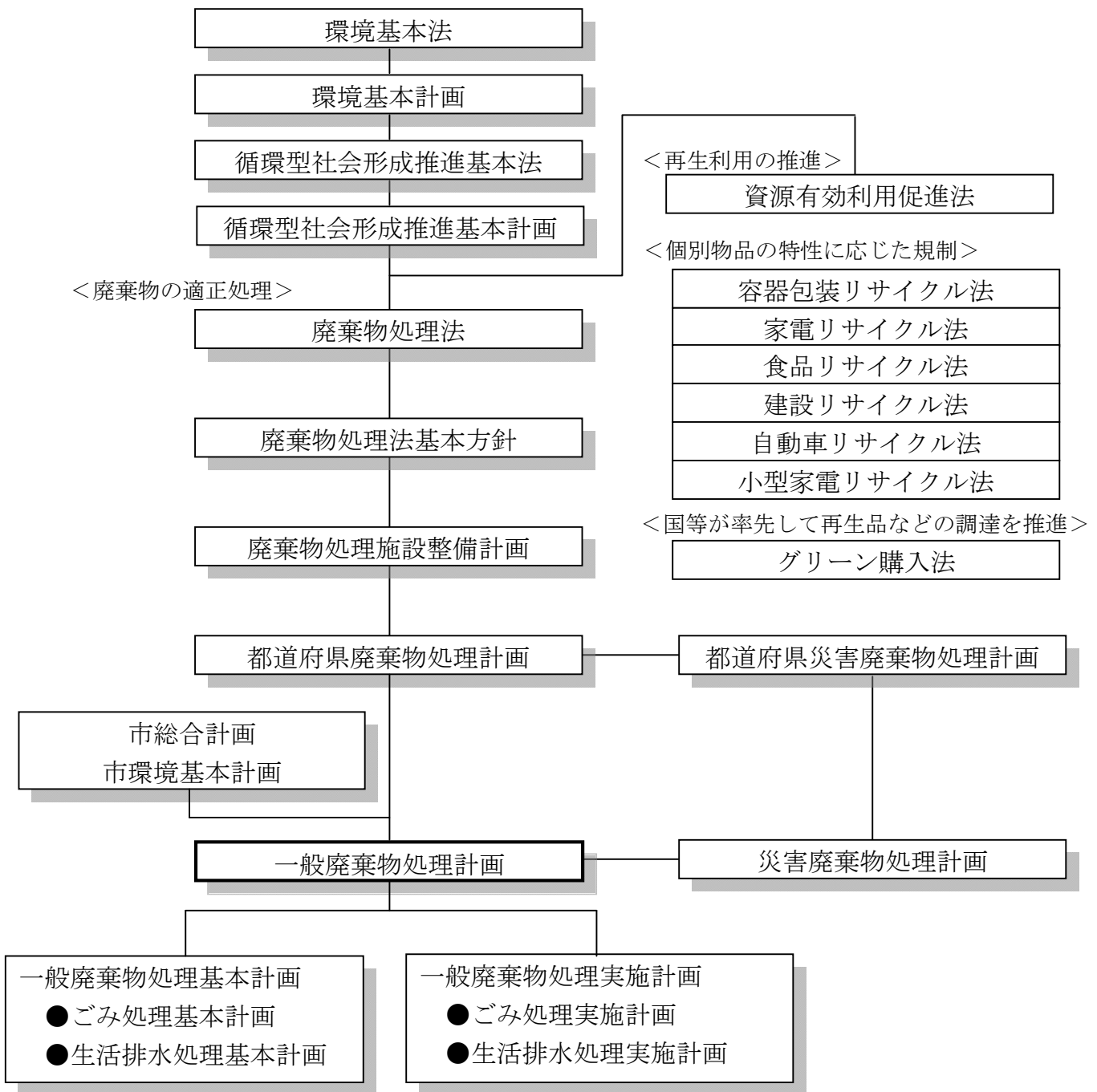


図3 一般廃棄物処理計画と他の計画との関係

4. 関係目標・指標等

一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、国や都道府県の計画等における関連目標・指標等にも留意すること。

(1) 廃棄物処理法基本方針における目標・指標等

廃棄物処理法基本方針において、減量化の目標量（平成 32 年度）として3つの目標値（排出量、再生利用量及び最終処分量）や一人一日当たりの家庭系ごみ排出量等が設けられている。

また、その他の目標量として、食品ロス、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年 8 月法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に係る目標値等が設けられている。

表 1 一般廃棄物の減量化の目標量（平成 32 年度）

排出量	約 12%削減（平成 24 年度比）
再生利用率	約 21%（平成 24 年度）から約 27%に増加させる
最終処分量	約 14%削減（平成 24 年度比）
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	500 グラム

表 2 食品ロス、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に係る目標値

家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	43 市町村（平成 25 年度）に対し、平成 30 年度において 200 市町村に増大させる
小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないものの回収体制構築市町村の割合	約 59%（平成 25 年度）に対し、平成 30 年度までに 100%まで増大させる
使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	約 43%（平成 25 年度）から平成 30 年度までに 80%まで増大させる

(2) 廃棄物処理施設整備計画における目標・指標等

廃棄物処理施設整備計画において、ごみのリサイクル率、最終処分場の残余年

数、計画期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均等が重点目標として設けられている。

表3 廃棄物処理施設整備計画における重点目標（平成29年度）

ごみのリサイクル率	26%
最終処分場の残余年数	平成24年度の水準（20年分）を維持する
計画期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値	21%

（3）その他

その他、各関係計画等の指標等との整合に努めること。

（参考）廃棄物処理法基本方針における一般廃棄物の排出量及び再生利用率目標の達成に向け、排出量の削減や再生利用量の増加のために、地域の実情等に応じて進めるべき施策の例を以下に示す。

【排出量を削減する施策例】

- ・ ごみ有料化の推進
- ・ 生活系厨芥類の削減
- ・ 食品リサイクル法に基づく事業系厨芥類削減の推進
- ・ 粗大ごみのリユースの推進

【再生利用量を増加させる施策例】

- ・ 可燃ごみから分別した紙類及び厨芥類等のメタン化の推進
- ・ 食品リサイクル法に基づく事業系厨芥類の再生利用の推進
- ・ 容器包装プラスチックのリサイクルの推進
- ・ 雑紙類の分別の推進
- ・ 古着リサイクルの更なる推進
- ・ 小型家電リサイクルの推進

第2章 ごみ処理基本計画

1. 基本的事項

(1) ごみ処理基本計画の位置づけ

ごみ処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものである。

ごみ処理基本計画は、一般廃棄物の処理責任を負う市町村がその区域内のごみを管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画である。したがって、ごみ処理基本計画は、市町村が自ら処理するごみのみならず、廃棄物処理法第6条の2第5項に基づく多量排出事業者に指示して処理させるごみや市町村以外の者が処理するごみも含め、当該市町村で発生するすべてのごみについて対象としなければならない。

ごみについては、循環基本法に定められた基本原則に則り、まず、①できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、②廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的な利用を徹底した上で、なお適正な循環的な利用が行われないものについては、③適正な処分を確保することを基本とする。

(2) 施設の有効活用及び広域的な取組の推進

ごみの処理に関する事業の実施に当たっては、適正な循環利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、他の地方公共団体及び民間事業者との連携等による広域的な取組を図るとともに、既存施設の有効活用及び長寿命化・延命化を図るものとする。

①施設の有効活用

ごみ処理施設は、今後、維持管理や更新に係るコストが増大することが見込まれ、かつ、老朽化の進行等により機能面で社会の要請に応えられなくなることが懸念される。厳しい財政状況の中で、コスト縮減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していくため、いわゆるストックマネジメントの手法を導入し、廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。

また、地域全体でのごみ処理等の効率化を図るため、地域特性を踏まえて、地方公共団体及び民間事業者の連携による余剰能力の有効活用、施設間の連携や他のインフラとの連携を含めた既存施設の有効活用等を図るものとする。

②広域的な取組の必要性

市町村は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、適正な循環的利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、地方公共団体が策定する広域化に係る計画との整合を図りつつ、他の市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組の促進を図るとともに、リサイクルの推進に係る諸法等に基づく広域的な循環的利用の取組について積極的に後押しするよう努めるものとする。

他の市町村との連携等による広域的な処理は、再生利用が可能なごみを広域的に集めることにより再生利用がより容易になる場合があること、焼却処理を選択している場合にはごみ処理施設の集約化による全連続炉化や大規模化等により更に効率的な熱回収が可能となること等の長所があるため、地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保し、広域的な処理に対応するものとする。

他の市町村との連携等による広域的な取組を行うに当たっては、広域的かつ計画的にごみ処理施設の整備が進むよう、都道府県が市町村の総合調整に努めることとし、必要に応じ、都道府県域を超えた広域化についても考慮することが適当である。

中長期的には、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という観点に加え、循環型社会と低炭素社会の統合的実現や循環共生型の地域社会の構築の観点も踏まえ、人口減少等の社会状況の変化や再生利用の推進による焼却量の減量化についても

考慮した上で、必要な中間処理量、最終処分量を予測し、これらに応じて、目標年度以降における適正な施設配置も念頭に置いて、目標年度までの広域的な施設整備を計画するものとする。

③一部事務組合、広域連合によるごみ処理基本計画の策定

一部事務組合、広域連合を構成して広域的なごみ処理を行っている市町村にあつては、ごみ処理事業の実施主体がごみ処理基本計画の策定主体にとどまらない場合も多い。特に収集運搬、中間処理、最終処分処理過程によって事業の実施主体が異なる場合や、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみ、粗大ごみ等のごみの種類によって事業の実施主体が異なる場合には、各市町村は、自らの事業の範囲を超えてごみ処理基本計画を策定する必要がある。

このような場合においても、収集運搬から最終処分に至る処理過程において計画内容に齟齬が生じないように各事業主体との相互調整を行う必要がある。一方、ごみ処理事業の実施主体においては、複数の市町村のごみを受け入れることとなるので、当該事業の円滑な推進のため、関係市町村のごみ処理基本計画の内容に齟齬が生じないように相互調整を行う必要がある。

また、市町村からごみ処理計画の策定に関する事務の委託を受けている一部事務組合や広域連合は、構成市町村と十分に協議しながら、ごみ処理計画を策定する必要がある。この場合、当該計画の策定者を構成市町村との連名とする等、責任関係を明確にしておく必要がある。

④広域臨海環境整備センター法に基づく広域処理対象区域

広域臨海環境整備センター法（昭和 56 年法律第 76 号）に基づく広域処理対象区域にあつては、以下の点に留意の上、基本計画を策定するものとする。

ア．本計画において、広域臨海環境整備センターに処理委託する理由、広域処理場への搬入時期、搬入量、必要な中間処理施設の整備、広域処理に係る住民に対する広報・啓発活動等について明らかにすること。この場合、広域臨海環境整備センターの広域処理場以外の最終処分空間の確保の見通しを踏まえた上で行うこと。

イ．本計画の策定に当たっては、広域処理場の埋め立て期間、受け入れ基準等を考慮するとともに、広域処理場への廃棄物の運搬に関し、積み出し基地周辺の環境保全が図られること及び広域処理場整備事業が廃棄物の資源化、減量化を推進しつつ行われるものであることに十分配慮すること。

2. 策定に当たって整理すべき事項

ごみ処理基本計画の策定に当たっては、(1) 人口や産業の概況、(2) ごみ処理の現況や課題、(3) 国、関係都道府県、関係市町村におけるごみ処理行政の動向等の計画策定の背景を整理した上で、計画策定の基本的考え方を示すものとする。

(1) 市町村の概況

市町村の概況として、人口、産業、将来計画等について整理する。特に一般廃棄物処理システム改善の参考となるような項目を選定し、整理することが望ましい。具体的には、以下のような項目が考えられる。

①人口動態

人口動態については、過去10年間程度の推移を整理するとともに、年齢別・性別の構造を示す図(人口ピラミッド等)を示すことが望ましい。これにより、今後の人口の推移や高齢化の動向を把握することが可能である。例えば、高齢化が進んだ場合の高齢者世帯に対するごみ収集サービスの在り方等ごみ処理が今後抱える課題を検討する上での基礎的資料として活用することも可能である。

②産業の動向

産業の動向については、市町村の区域内の産業構造や従業者人口、事業所数、土地利用状況等について整理を行うとともに、許可業者の収集先の業種形態や多量排出事業所の状況を整理することも有効である。その他、ごみ処理の結果生じた生成物を有効に活用できる産業が市町村の管内、あるいは近隣の市町村にあるかどうか検討することも有効である。

③市町村の総合計画等との関係

市町村等におけるごみ処理基本計画が、当該市町村等における総合計画等と齟齬が生じることのないよう、今後の市町村の基本方針や廃棄物に係る基本方針等について整理する。

(2) ごみ処理の現況及び課題

ごみ処理基本計画の策定に当たっては、まず当該市町村のごみ処理に係る実績を整理する必要がある。具体的には以下のような項目について整理することが望ましい。

①ごみ処理フロー

直近年の実績をフローチャート等で図示し、当該市町村の一般廃棄物処理システムを分かりやすい形で整理することが適当である。

②ごみ処理体制

ごみの排出抑制、分別区分、収集・運搬、中間処理、最終処分等に係る運営管理体制などを整理することが適当である。

③ごみ処理の実績

ごみの種類別発生量、減量化・再生利用、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみの性状（組成、ごみの発熱量を含む）、温室効果ガス排出量等の状況について、原則として過去5年間以上の実績を把握・整理することが適当である。

さらに、ごみ処理に係る財政及び処理コストなどについて、原則として過去5年間以上の実績を把握・整理するよう努める。また、一般廃棄物会計基準に基づくコスト分析を実施している場合は、その結果を掲載することが適当である。

④ごみ処理の評価

③で整理した実績を基に、市町村は、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めるものとする。

評価に当たっては、環境負荷をできる限り低減する循環型社会づくりという面から見た処理システムの水準、住民等に対する公共サービスという面から見た処理システムの水準及び処理システムの費用対効果から評価を行う必要がある。

特に、循環型社会づくりという面から見た処理システムの水準に係る評価軸については、循環基本計画において社会におけるものの流れ全体を把握する物質フロー指標として3つの指標（資源生産性、循環利用率及び最終処分量）が設けられていること及び廃棄物処理法基本方針において減量化の目標として3つの目標値（排出量、再生利用量及び最終処分量）が設けられていること、さらには地球温暖化防止のための地球温暖化対策計画において、廃棄物分野に係る施策及び対策が盛り込まれていることを考慮する必要がある。

客観的な評価の方法は、標準的な評価項目について数値化し、当該数値について次の方法のいずれか、又は次の方法の組合せにより評価を行うこととする。

ア．当該市町村で設定した目標値を基準値とした比較による評価

イ．国の目標値を基準値とした比較による評価

ウ．全国又は都道府県における平均値や類似団体の平均値を基準値とした比較による評価

なお、この3つの方法の中で、類似団体間の比較分析を行う方法は、他市町村と比較して優れている点、不十分な点を把握し、その理由を分析し、市町村間で情報共有することによって、市町村が自らの一般廃棄物処理システムを改

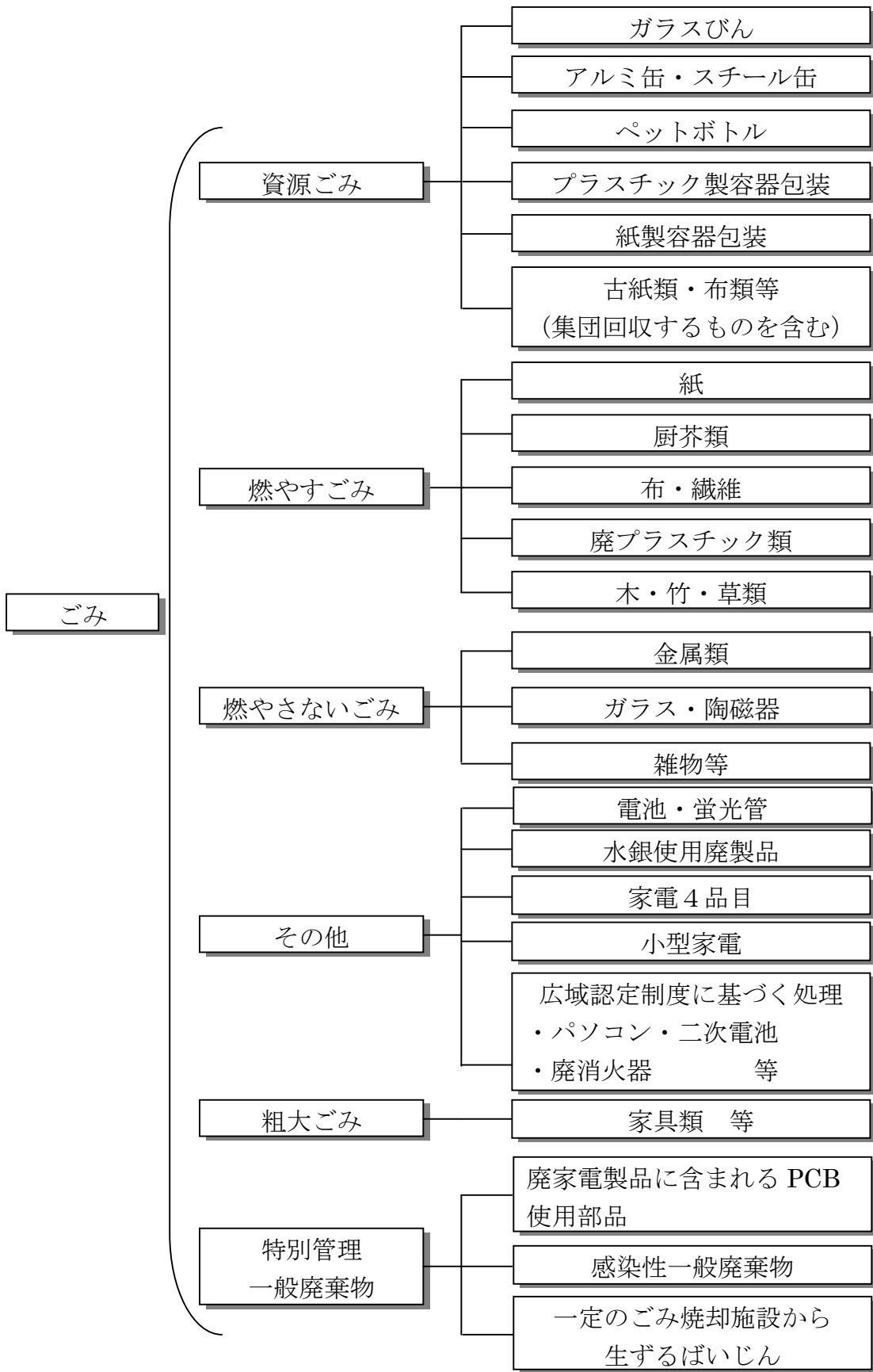
善することが可能となる。したがって、類似団体間の比較分析をできるだけ実施することが望ましい。

評価した結果については、住民及び事業者に分かりやすい方法により公表することとし、評価結果のうち、標準的な評価項目に係る評価結果については、次に示す市町村一般廃棄物処理システム比較分析表を作成して表示し、公表する。

また、評価に当たっては、市町村等が類似市町村の取組と比較分析を行うことによって、市町村のごみ処理事業を支える職員及びその経営に当たる責任者が自らのごみ処理事業について、環境保全面の水準や費用効率性の点で、我が国の市町村の中でどのレベルにあるのかを把握し、目指すべき改善・進歩の方向を認識することができる。

⑤課題の抽出

実績を整理した結果を基に、排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみ処理経費などの項目ごとに課題を抽出する必要がある。上記の各種指標によるこれまでの実績や施策への取り組み状況、他自治体との比較などの現状整理を基に、課題を分析し整理することが適当である。



注) 上記は例であり、実際は各市町村等の実状及び方針に基づいて適切に設定されるものである。

図4 ごみの種類の例

表5 標準的な評価項目

視点	指標で測るもの	指標の名称	単位	計算方法
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	kg/人・日	(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)÷計画収集人口÷365日(又は366日。以下同じ。)
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率	t/t	総資源化量÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)
	エネルギー回収・利用	廃棄物からのエネルギー回収量	MJ/t	エネルギー回収量(正味)÷熱回収施設(可燃ごみ処理施設)における総処理量
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	t/t	最終処分量÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)
地球温暖化防止	温室効果ガスの排出	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口一人一日当たり排出量	kg/人・日	温室効果ガス排出量(正味)÷人口÷365日
公共サービス	廃棄物処理サービス	住民満足度	—	
経済性	費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	円/人・年	廃棄物処理に要する総費用÷計画収集人口
		資源回収に要する費用	円/t	資源化に要する総費用(正味)÷総資源化量
		エネルギー回収に要する費用	円/MJ	エネルギー回収に要する総費用(正味)÷エネルギー回収量(正味)
		最終処分減量に要する費用	円/t	最終処分減量に要する総費用÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量-最終処分量)

標準的な指標1（指標値によるレーダーチャート）

市町村名	A県A市	人口	151,593 人			
		産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	99.0%	Ⅲ次人口比率	80.4%

類型都市の概要	都市形態	都市	150,000人以上
	人口区分	Ⅳ	
	産業構造	3	Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%以上、Ⅲ次人口比65%以上

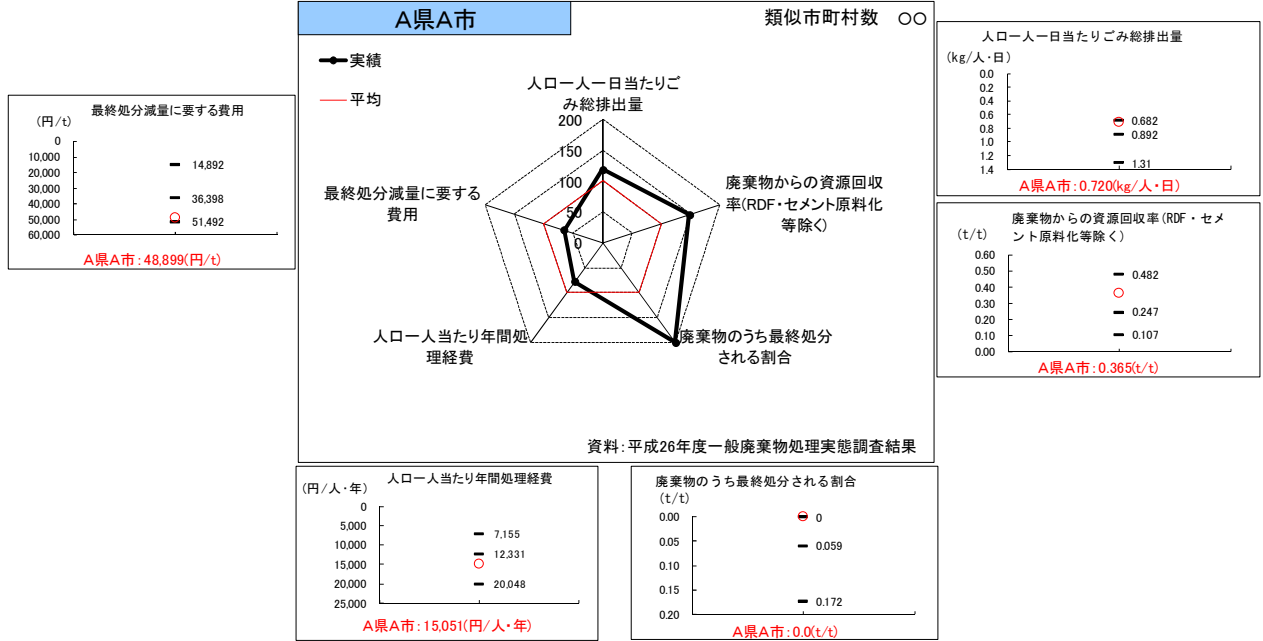


図5 市町村の一般廃棄物処理システム分析比較表

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	人口一人当たり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
	(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
平均	0.892	0.247	0.059	12,331	36,398
最大	1.31	0.482	0.172	20,048	51,492
最小	0.682	0.107	0	7,155	14,892
標準偏差	0.137	0.079	0.052	2,708	8,238
当該市町村実績	0.720	0.365	0	15,051	48,899
指数値	119.3	147.6	200.0	77.9	65.7

(3) ごみ処理行政の動向

ごみ処理行政の動向としては、国や都道府県におけるごみ処理行政の動向、近隣市町村における動向等について整理する。

国や都道府県におけるごみ処理行政の動向は、市町村が今後の廃棄物処理行政の方向性を決定する上での重要な検討材料となる。具体的には廃棄物処理法基本方針や個別リサイクル法の動向、都道府県廃棄物処理計画等を参考とするほか、国の中央環境審議会や都道府県の環境審議会等における審議事項を参考とすることも有効である。

また、ごみ処理については、財政、人材面、施設の維持管理面等を考慮すれば、隣接市町村との共同計画による広域処理方法が有効な施策となる場合もあることから、関係する地方公共団体等の動向を把握しておくことが適当である。

(4) 計画策定の基本的考え方

①計画策定の趣旨

廃棄物処理をめぐる社会・経済情勢や地域の開発計画、住民の要望等について整理する。また、改定の理由について整理する。

②計画の位置付け

ア. 他の計画等との関係

関連法令や上位計画、都道府県・市町村の関連計画とごみ処理基本計画の関連を整理し、当該市町村のごみ処理に関する基本的な方針を定めるものであることを明確にする。

イ. 計画対象区域

計画対象区域については、当該市町村の区域内全域を対象とする必要がある。

ウ. 計画の範囲

計画の範囲については、市町村が自ら処理、あるいは市町村以外の者に委託して処理する一般廃棄物のみならず、市町村の実情に応じて多量排出事業者に指示して処理させる一般廃棄物、当該市町村のごみ処理施設で処理を行うし尿汚泥や産業廃棄物（いわゆる併せ産廃）等、それぞれ計画の対象となる廃棄物の範囲とごみの種類を整理する。

エ. 計画目標年次

計画の目標年次は原則として計画策定時より 10～15 年程度とし、必要に応じて中間目標年次を設ける。なお、中間目標年次については、ごみ処理基本計画の改定が概ね 5 年ごとであることを考慮して設定することが望ましい。

3. ごみ処理基本計画の策定

ごみ処理基本計画では、廃棄物処理法第6条第2項に基づき、次に掲げる事項を定める必要がある。

(1) ごみの発生量及び処理量の見込み

ごみの性状、処理主体、処理方法等を勘案した区分ごとに定める。また、見込みを行う際には、地域の開発に関する計画を十分考慮するとともに、他の市町村との間で一般廃棄物の搬入又は搬出が行われる場合にあつては、その量を勘案して処理量を見込むものとする。

(2) ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

市町村、住民及び事業者のそれぞれにおいて講ずべき方策を定める。

(3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

再生利用を推進する観点等から定めるものとする。

(4) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ごみの性状を勘案した区分ごとの処理方法及び当該処理方法ごとの処理主体を定めるものとする。

(5) ごみの処理施設の整備に関する事項

施設の種類ごとに施設能力、処理方法等を定める。

(6) その他ごみの処理に関し必要な事項

例えば、廃棄物減量等推進審議会、廃棄物減量等推進委員等に関する事項を定めるものとする。

(1) ごみの発生量及び処理量の見込み

計画目標年次におけるごみの発生量及び処理量の見込みは、将来人口の予測、排出抑制及び集団回収等によるごみ減量効果、自家処理量等の見込み、他の市町村からの搬入（あるいは、他の市町村への搬出）等を勘案して、ごみの種類別に定めるものとする。

特に、近年ごみの発生量が一般に減少傾向にあることを考慮すること。

①人口及び事業活動等の将来予測

ごみの発生量及び処理量は、当該市町村の人口、社会・経済状況、ごみ問題に対する地域の取組状況等によって異なることから、これらの要因について、将来動向を勘案した上で、予測するものとする。この場合、人口減少や少子高齢化の影響についてできる限り考慮すること。また、観光人口、住宅地等の開発計画等についても十分考慮する。

ア. 人口の将来予測

人口の将来予測については、トレンド法やコーホート要因法により行うことが適当である。また、市町村の基本構想に示された将来予測人口を用いることも可能である。

イ. 事業活動等の将来予測

事業系ごみについては従業者数や事業所数の推移や経済状況の変化等に左右されることから、状況に応じてこれらの予測を行うことが望ましい。

②ごみ発生量の将来推計

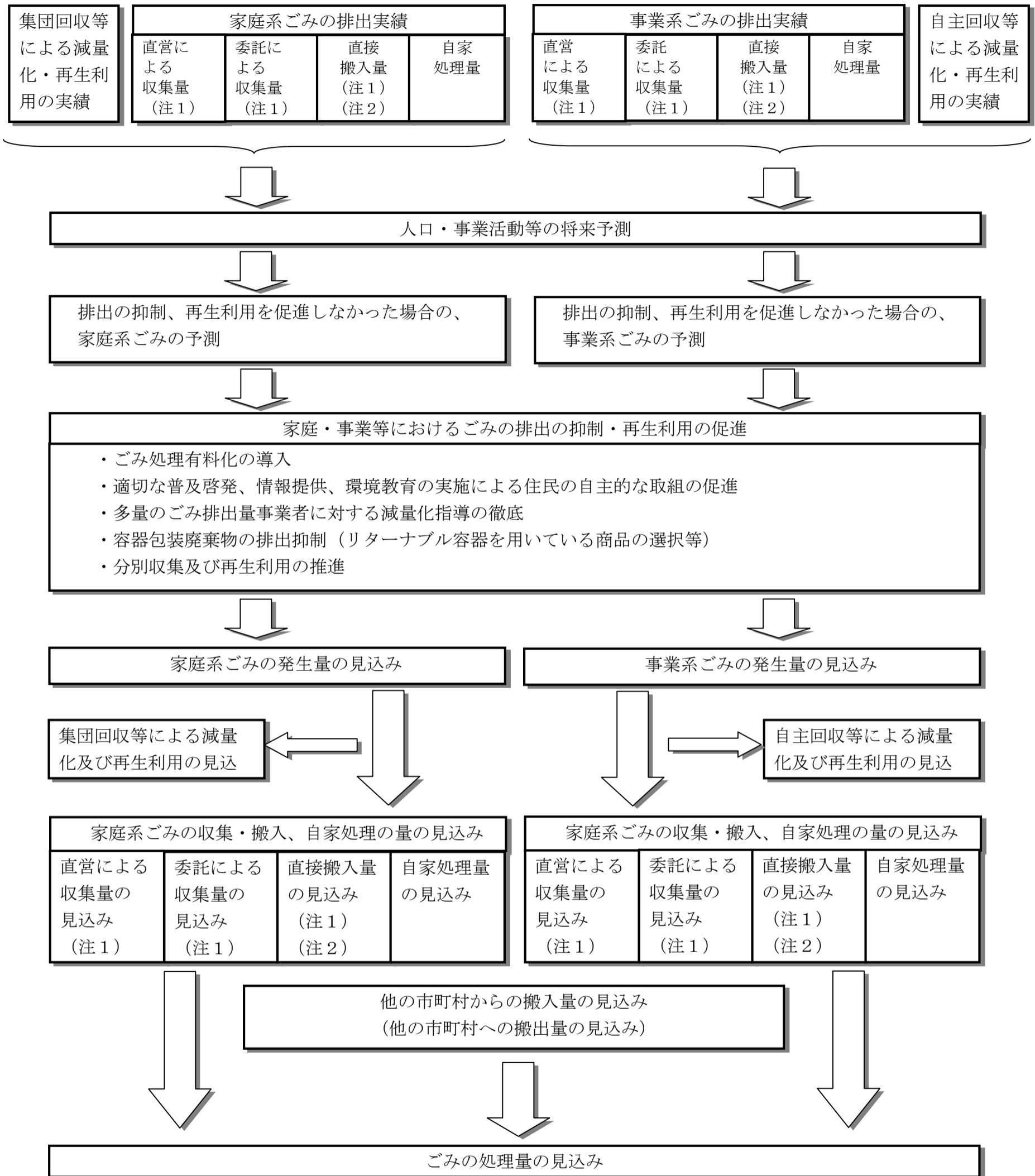
まず、ごみの排出の抑制、再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた改善を行わない場合、ごみの発生量が将来的にどのように変化するかについての推計を行う。ただし、近年ごみの発生量が一般に減少傾向にあることに留意する必要がある。予測手法としては、過去の実績から一人一日当たり発生量(g/人・日)を算出し、この実績をトレンド法等を用いて将来推計した上で、将来予測人口を乗じて発生量を予測する方法等が考えられる。

次に、家庭、事業所等におけるごみの排出の抑制、再生利用の促進のために実施する政策を踏まえた目標値を設定する必要がある。具体的には、ごみ処理の有料化、普及啓発の実施等による排出抑制の効果を踏まえた発生量の目標値を設定する。再生利用の目標値については、分別収集区分の変更等を踏まえ設定する必要がある。これらを踏まえ、目標達成後のごみの種類別（例えば燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみ、粗大ごみ、特別管理一般廃棄物等）の発生量について、

それぞれ収集（直営・委託）、直接搬入、集団回収等の別に施策の効果等を検討した上で予測する。また、目標値を達成するための処理システム及び量を明確にするため、目標年次又は中間目標年次における排出から再生利用、最終処分までの量をフロー図で示すことが望ましい。

なお、先に予測した循環型社会形成に向けた改善を行わない現状のままの状態で推移した場合の予測値と諸施策により達成される目標値が比較できる時系列グラフを作成すると、住民にとって目標値を分かりやすく説明することができる。

図6 ごみの発生量及び処理量の予測方法の例



(注1) ごみの収集に関しては、分別収集に対応した、ごみの種類別（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等の別）の排出を見込むとともに、資源化・再生利用の目標を設定するため、資源ごみを紙類、金属類、ガラス類、容器包装プラスチック類に区分することが望ましい。

(注2) 自ら、又は許可業者により、市町村の処理施設へ直接搬入するもの。

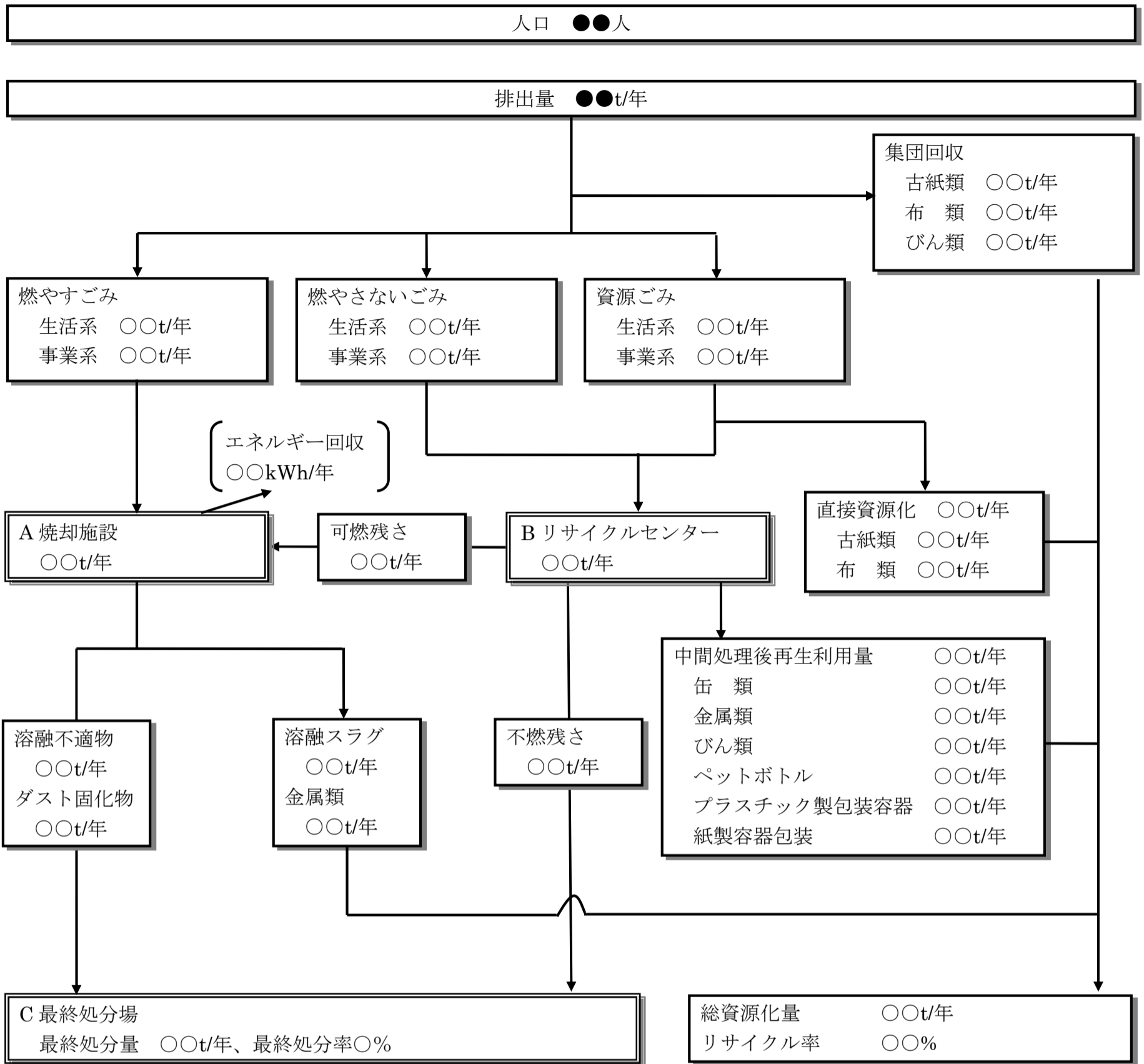


図7 目標年次のごみの処理状況フローの例

(2) ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

ごみの排出の抑制のための方策については、市町村、住民及び事業者において講ずべき方策について、それぞれ定めるものとする。

廃棄物については、循環基本法に定められた基本原則に則り、まず、①できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、②廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、③適正な処分を確保することが基本である。ごみの排出抑制は最優先に検討されるべき事項であることから、循環的利用を促進するためには、国民、事業者、行政が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが重要である。

①市町村の役割

市町村は、その区域内における一般廃棄物の排出状況を適切に把握した上で、その排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を確保するものとする。

ア. ごみ処理有料化の実施

市町村は、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るものとする。市町村が一般廃棄物処理の有料化を進めるに当たっては、「一般廃棄物処理有料化の手引き」を参考にされたい。

この他、ごみの排出抑制や再生利用の推進を図るため、一般廃棄物処理の有料化と併せて、分別収集区分の見直しや資源ごみの集団回収への助成、排出抑制や再生利用に取り組む小売店等の支援、再使用の促進などを実施することも有効と考えられる。

(注) 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号。以下「地方分権推進一括法」という。）により廃棄物処理法の手数料条項が削除されたことを理由に一般廃棄物処理の有料化を地方自治法第 227 条違反とする意見が一部にあるが、地方分権推進一括法では手数料徴収に係る地方自治法の規定と重複する個別法令上の規定を原則削

除するという法文上の整理を行ったに過ぎず、手数料の徴収が可能であることに変更はない。

イ. 環境教育、普及啓発の充実

市町村は住民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な分別に関する適切な啓発や情報提供を行う。

ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会の場において、副読本の活用やごみ処理施設の見学などを通じた環境教育に積極的に取り組む。

ウ. 多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業系ごみの処理について処理費用を勘案した手数料を徴収することにより適切な経済的インセンティブを与えるとともに、ごみ処理基本計画に事業系ごみの減量化対策を明確に位置づけ、事業者に対する減量化計画の策定指導を徹底するなど計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講ずる。

この際、例えば食品リサイクル法の下で定められている食品関連事業者に対する再生利用等実施率の目標値等、各種リサイクル法に基づき事業者に求められる取組についても勘案する。

エ. 容器包装廃棄物の排出抑制

廃棄物減量等推進審議会等の場を利用して、消費者、販売事業者、行政の連携・協働による地域レベルでのレジ袋の撤廃、過剰包装の抑制、リユースびんの利用促進に向けた方策について検討するとともに、消費者、販売事業者との対話や普及啓発活動の促進等により容器包装廃棄物の排出抑制に努める。

オ. リユースびん等のリユース容器の利用促進

地域においてリユースびんの利用・返却・再利用の促進が図られるよう、関係者間の連携構築と普及啓発に努める。また、その他のリユース容器についても、利用促進のため事業者や住民への呼びかけに努める。

カ. 食品ロス・食品廃棄物の排出抑制

食品廃棄物の排出抑制については、とりわけ本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品、いわゆる食品ロスについては、その削減に向けて、各市町村において、家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査の実施に努めるとともに、食品ロス削減のため事業者や住民への呼びかけに努める。

キ. 環境物品等の使用促進

市町村自らも事業者としてグリーン購入・契約など循環型社会の形成に向け

た行動を率先して実行する。

②住民の役割

住民は、商品の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品及び再生品の選択に努め、特に食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深める、適量の購入等により食品ロスの削減に資する購買行動に努める。商品の使用に当たっては、エネルギー消費効率等にも配慮しつつ故障時の修理の励行等によりなるべく長時間使用することや、食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りに努め、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、外食における適量の注文、食べ残しの削減等により事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力する。ごみ処理基本計画においては、地域の実情等に応じて、以下のような事項を位置づけ、住民による積極的な取組が行われるよう努める。

ア. 住民団体等を通じた集団回収の促進等

古新聞、古雑誌、空き缶、空きびん、ペットボトルについては、回収業者へ出したり、市町村で分別している場合は資源ごみとして出すように努めるほか、リユースびんについては、販売店に戻す等により、資源としての再使用に努める。

また、住民団体による古新聞等の集団回収や衣類、家庭用品等の不用品交換は、ごみの減量化の観点から有効であるばかりでなく、地域コミュニティの育成にも役立つものであることから、積極的に活用する。

さらに、フリーマーケットやガレージセールの場合、リユース業者との連携、市町村や民間団体が提供する不用品交換情報等を活用して、家庭の不用品を売却したり、交換することもごみ減量化に効果的である。

イ. 容器包装廃棄物の排出抑制

商品の購入に当たっては、自ら買い物袋やマイバッグ、ふろしき等を持参し、また、簡易包装化されている商品、詰め替え可能な商品及び繰り返し使用可能な容器（リユース容器）を用いている商品等を選択すること等によって、できる限り容器包装廃棄物の排出の抑制に取り組む。

ウ. リユースびんを始めとする環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

トイレットペーパー等に再生品を使用し、リユースびん等のリユース容器を選択し適切に返却するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制する。また、可能な限り、ものを無駄に費消しない生活スタイルを心がけ、環境へ

の負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択する。

③事業者の役割

ア. 発生源における排出抑制

事業者は原材料の選択や製造工程を工夫する、輸送工程を工夫する、取引慣行を改善する、不要となった物品を有価物として他者に譲渡して有効利用する等により、製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出されるごみの排出抑制に努める。

イ. 過剰包装の抑制

事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等がごみとなった場合に排出抑制、分別排出、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、消費実態に合わせた容器包装の簡易化、容器包装の減量・簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品、適正な処理が困難とならない商品及び廃棄物を原料とした商品等の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、必要な情報の提供に努める。

ウ. 流通容器包装廃棄物の排出抑制、リユース容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制

容器包装の利用、製造等に当たっては、量り売り等の推進により容器包装廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、容器包装の規格化や材料、構造面における工夫を行い、リユース容器を用いること、内容物の詰め替え方式を採用すること等により容器包装の減量に積極的に努める必要がある。具体的には、容器包装のリサイクルに伴うコストを正確に認識し、簿肉化、簡易包装化、空間容積率の縮小、リユースびんの採用と回収の確保、詰め替え可能な商品の製造、必要に応じ洗剤等について内容物自体の濃縮化等により、容器包装の役割を損なわない範囲で、最も効果的な容器包装とするよう努める必要がある。

エ. 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制する。また、可能な限り、ものを無駄に費消しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択する。

オ. 食品廃棄物の排出抑制

一般廃棄物となる食品廃棄物を排出する食品小売業においては、消費期限前に商品棚から商品を撤去・廃棄する等の商慣行を見直し、売れ残りを減らす仕入れの工夫や、消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃

棄物とならないよう販売方法を工夫するものとする。

外食産業においては、メニュー、盛り付けの工夫や食べ残しがなかった場合にメリットを付与する等のサービスを通じて、食べ残しの削減に積極的に取り組むものとする。

あわせて、食品小売業や外食産業においては、このような自らの取組を適切に情報提供すること等により、消費者の理解の促進に努める必要がある。

(3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

家庭、事業所から排出されたごみを資源化するためには、なるべく排出する段階で再生利用に配慮した区分で分別収集することが必要であるので、市町村においては、ごみ処理基本計画に分別区分等を定め、計画的な分別収集、再生利用を進めるものとする。

1) 分別収集の基本的考え方

ごみの分別収集を検討するに当たっては、再生するために分別したものは、分別の区分に従って収集・運搬するとともに、適正に再生することができるよう、その体制整備のみならず、再生利用ルート of 整備等も含めて検討する必要がある。

分別するごみの種類及び分別の区分等分別収集の実施方法については、集積場所の確保、他のごみの収集との関係、収集した資源ごみの再生施設の必要性等のほか、住民協力の得やすさ、地域における再生品市場の状況など多岐にわたる検討が必要である。

資源となるごみの分別収集は、ごみの再生利用を進める上で有効な方法であるばかりでなく、ごみに対する排出者の意識の高揚に伴い排出量の抑制にも効果があることから、地域の実情に応じた方法で積極的に導入することが必要である。

その際、分別収集の対象とするごみの種類については、円滑かつ適正な再生利用を進める見地から、地域の実情を踏まえつつ、再生品市場の存在、再生利用の容易性、再生品の経済的価値、減量効果の程度等を総合的に勘案して定める必要がある。

こうした考え方を踏まえ、市町村は、処理システム指針に掲げられている標準的な分別収集区分を参考として、分別収集区分を定め、計画的な分別、再生利用を進めることが必要である。

指針に示す標準的な分別収集区分は、ごみの容積・重量で相当部分を占める容器包装廃棄物について、容器包装リサイクル法において分別収集の基準が定められ、これにしたがって分別収集が全国に普及している状況、また従来から古紙等を中心に集団回収又は行政回収により資源回収が行われてきていること、乾電池や蛍光管を分別収集し、専用の処理システムによる処理を行う市町村が増えてきている状況、小型家電リサイクル法が施行された状況等を踏まえ、定めたものである。

分別収集区分について、標準的なものとして類型Ⅰ～Ⅲの三段階に分類したのは、市町村の分別収集の区分の現状が、類型Ⅰ以前の段階のもの、類型Ⅰの段階のもの、類型Ⅱの段階のものに区別されていることを考慮したものであり、このように標準的な分別収集区分を段階的に定めることで、市町村がステップバイステップで取り組みやすくなることが期待される。

ごみ処理基本計画の見直しに当たって、分別収集区分が類型Ⅰの水準に達していない市町村にあっては類型Ⅰ又は類型Ⅱを、類型Ⅰ又はこれに準ずる水準の市町村

にあつては類型Ⅱを、分別収集区分の見直しの際の目安とする。同様に、類型Ⅱ又はこれに準ずる水準の市町村、その他の意欲ある市町村にあつては、さらにバイオマスの有効利用の観点から分別収集区分を見直すこととし、その際には類型Ⅲを分別収集区分の目安とする。

2) 個別品目の分別収集

容器包装廃棄物の分別収集は、容器包装リサイクル法の基本方針において、市町村の取組として「住民に対して分別及び洗浄の徹底について周知を行い、洗浄されていない容器包装廃棄物や、容器包装以外の物が付着し、又は混入した容器包装廃棄物については収集を見合わせ、住民に対し分別排出の必要性等について説明すること等の措置を講ずることが必要である」こと、消費者の取組として「容器包装の種類に応じた分別、洗浄及び減容化を一層徹底し、付着した汚れの洗浄が困難なものについては容器包装に係る分別収集の対象から適切に除去することが必要である」ことが明記されており、この規定に則して行うものとする。

分別収集区分は、生活系ごみに適用されるものであり、事業系ごみについては、地域事情に応じて本区分に準じて適切な分別収集区分を設定するものとする。

また、分別収集区分の変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性と環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するものとし、パンフレットやごみカレンダーの配布、地域ごとの説明会の実施等、積極的に普及啓発を行うものとする。

在宅医療廃棄物については、関係者と連携を図りつつ、地域の状況に応じた処理方法を検討し、一般廃棄物処理計画の中に位置づける等の所用の手続きを取ることとする。

特別管理一般廃棄物である感染性廃棄物については、公衆衛生の保持及び病原性微生物の拡散防止の徹底の観点から、より安全に配慮した取扱を要することから、他の廃棄物と分別する必要がある。

また、特定家庭用機器一般廃棄物のうち小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないもの、使用済小型電子機器等及び水銀使用製品が廃棄物となったものについて、地域の実情に応じた分別・回収体制の構築や住民への普及啓発・周知徹底を行うよう努めることとする。

表6 ごみの標準的な分別収集区分

類型	標準的な分別収集区分		
類型Ⅰ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)		
	⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)		
	⑥燃やさないごみ		
	⑦その他専用の処理のために分別するごみ		
	⑧粗大ごみ		
類型Ⅱ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する(ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要)
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)		
	④小型家電		
	⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)		
⑥燃やさないごみ			
⑦その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧粗大ごみ			
類型Ⅲ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する(ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要)
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類、布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)		
	③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス		
	④小型家電		
⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)			
⑥燃やさないごみ			
⑦その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧粗大ごみ			

(4) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ごみの性状を勘案した区分ごとの処理方法及び当該処理方法ごとの処理主体について定めるものとする。

また、処理の方法については、①収集・運搬計画、②中間処理計画（再生利用を含む。）及び③最終処分計画について、それぞれ定めるものとする。

市町村は、ごみの処理について統括的な責任を有するものであり、当該市町村自らが処理を行う場合はもとより、他者に委託して処理を行わせる場合であっても、当該市町村自らが処理を行う場合と同様、その行為の責任を引き続き有する。

市町村における処理責任に照らすと、市町村はごみの処理を他者に委託して行わせる場合、委託基準を遵守することはもちろんのこと、受託者が一般廃棄物処理基準に従った処理を行うよう、ごみの最終処分が完了するまでの適正な処理を確保する必要があり、この考え方に即して、収集・運搬計画、中間処理計画及び最終処分計画を策定する必要がある。

また、一般廃棄物の発生量及び組成を把握した上で、その発生量及び質に即して適切な処理を行うことができる体制を整備することが必要である。

食品リサイクル法、小型家電リサイクル法等の個別リサイクル法の制度や廃棄物処理法の広域認定制度に基づき、事業者が再生利用等の処理を廃棄物処理業者等に委託して行う場合等があるので、処理主体や広域的な処理を考慮して、市町村の立場からこれらの制度に基づく再生利用の積極的な促進を図る旨を計画の中に適切に位置付けることが必要である。

例えば食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画については、当該計画の範囲内において食品廃棄物の再生利用製品の確実な利用が確保されるものであることから、当該計画において再生利用を実施する者による食品廃棄物の受入れが積極的に後押しされるべきものである。

なお、こうした制度における認定事業者が認定計画外の収集運搬等を行う場合、廃棄物処理法に違反するおそれがあることから、こうした行為が行われることがないよう、国と連携して適切な指導監督を行うことが必要である。

①収集・運搬計画

収集・運搬計画については、分別の区分ごとに、収集形態、収集回数、収集体制、収集・運搬量などについて検討する必要がある。

収集に関しては、処分及び再生利用の方法に配慮し、ごみの種類に応じて分別収集する等、適切な収集を行うことが可能な体制を確保するものとする。

また、多量に排出される事業系ごみや小売店の引取義務の対象とならない廃家

電(義務外品)、市町村の処理施設では受入できない廃棄物については、その種類、排出先、処理ルート、処理方法など基本的事項について定めることが適当である。なお、特別管理一般廃棄物については、他のごみと区分して収集・運搬するなど処理基準に適合するようにする必要がある。また、在宅医療廃棄物の収集体系についても併せて検討を行うことが適切である。

運搬に関しては、当該市町村の地勢及び人口分布に応じて効率的な運搬を行うことができるよう、運搬車の配車体制を整備するものとし、必要に応じて、中継基地の配置による大型運搬車への積み替え等を行うものとする。また、環境負荷のより少ない自動車の導入やバイオ燃料の利用等を進める。

②中間処理計画（再生利用を含む。）

中間処理計画については、排出抑制、再生利用の効果、分別区分の変更等を勘案し、中間処理の対象とすごみの量を検討・予測するとともに、選別・圧縮等資源化処理、飼料化処理、堆肥化処理、メタンガス化処理、ごみ燃料化処理及び焼却処理（熔融処理を含む。）等の再生や熱回収のための処理方法の中から、地域の実情に応じた最適な処理方法について、資源の継続的な利用を促進するよう、これらを組み合わせることも含めて選択する。

生ごみ、木くず、し尿処理汚泥、浄化槽汚泥等の廃棄物系バイオマスの利活用は、再生品の品質や安全性の確保を前提としつつ、地域循環圏の考え方や地域へのエネルギー供給を図る観点も踏まえ、エコタウンなどの拠点も活用しながら、地域の特性に応じて適切に推進することが必要である。この際、廃棄物系バイオマスの利活用を効率的に行うことができるよう、分別・収集・選別の効率化を図る。とりわけ食品の一般廃棄物である事業系食品廃棄物（生ごみ）に関し、排出事業者が自ら積極的に再生利用を実施しようとする場合に、これを実現できるよう、民間事業者の活用も考慮した上で、適切な選択肢を設けることが必要である。

また、市町村は、感染性廃棄物をごみ処理基本計画の中に位置づけ、その処理の推進を図る必要がある。

具体的には処理システム指針に提示されている「適正な循環的利用及び適正処分の方法」を参考にして、市町村において地域事情に応じ適切な方法を選択する（表7）。

他の市町村との連携等による広域的な処理は、再生利用が可能なごみを広域的に集めることにより再生利用がより容易になる場合があること、焼却処理を選択している場合にはごみ処理施設の集約化による全連続炉化や大規模化等により更に効率的な熱回収が可能となること等の長所があるため、地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保し、広域的な処理に対応するものとする。

なお、事業系ごみの処理について処理費用を勘案した手数料の設定に当たっては、民間の廃棄物処理業者を活用した食品リサイクル等の促進の観点も踏まえる

ことが望ましい。

③最終処分計画

最終処分計画については、ごみの排出抑制、再生利用の効果、焼却等の中間処理による減量等を勘案し、最終処分の対象とごみの量及び質を検討・予測する必要がある。また、最終処分の方法としては埋立処分が基本となることから、埋立対象ごみの種類、形状・組成、埋立処分すべき量、既存施設の残余容量等について検討を行うことが適当である。

資源の有効利用や温室効果ガスの排出抑制の観点から、有機物の直接埋立ては原則として行わないこととし、地域の特性に応じて、適切に再生利用、又は中間処理を行うべきである。

他の市町村との連携等による広域的な処理は、広い敷地を要する最終処分場の確保がより容易になることから、地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保し、広域的な処理に対応するものとする。

表7 適正な循環的利用・適正処分の方法（例）

分別収集区分		適正な循環的利用・適正処分の方法		
①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	<p>素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）こととなるため、分別の程度や混合収集するものの組み合わせに応じ、中間処理施設において異物の除去、種類別の選別を行い、種類に応じて圧縮又は梱包を行う。</p> <p>付着した汚れの洗浄が困難なものについて、容器包装に係る分別収集の対象からの適切な除去を図る。</p> <p>ガラスびんについてはリユースびんとそれ以外を色（無色・茶色・その他）ごとに分別・選別する。</p>	○アルミ・スチール缶の回収業者等への売却等による再生利用	
	①-2 ガラスびん		<p>○容器包装リサイクル協会の引き取り等による再商品化</p> <p>○リユースびんについて、びん商等への引渡しによる再利用</p> <p>○除去した異物について、熱回収施設で適正処分</p>	
	①-3 ペットボトル			
	①-4 プラスチック製容器包装			
	①-5 紙製容器包装			
②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ	排出源で分別し、集団回収又は行政回収により集め、必要最小限度の異物除去、必要に応じて梱包等を行い、そのまま売却		<p>○回収業者等への売却等による再生利用</p> <p>○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分</p>	
③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス	排出源で分別する		<ul style="list-style-type: none"> ・飼料化 ・堆肥化 ・メタン化（生ごみに併せ紙ごみ等のセルロース系のものをメタン化することもある） 	<p>○登録再生利用事業者への引渡しによる生ごみ等の再資源化</p> <p>○回収した堆肥・飼料の適正利用、チップの燃料利用</p> <p>○回収した堆肥・飼料の適正利用、チップの燃料利用</p> <p>○回収したメタンの発電や燃料としての利用、バイオディーゼル燃料の燃料利用</p> <p>○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分</p>
	生ごみ			
	廃食用油			
	剪定枝等木質ごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥化・チップ化 	
		排出源で分別せず燃やすごみと混合収集し、生ごみ等のバイオマスを選別	<ul style="list-style-type: none"> ・メタン化 	
④小型家電	排出源で分別するか、又は、他の区分と混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）		○認定事業者等への引渡しによる有用金属の回収・再資源化	
⑤燃やすごみ	ストーカ方式等による従来型の焼却方式（灰溶融方式併設を含む）	焼却灰	最終処分場で適正処分	○焼却に当たっては回収した熱をエネルギーとしてできる限り利用することを基本とする。エネルギー利用は、発電及び蒸気又は温水による熱供給（発電と熱供給の組合せを含む）をできるだけ行うこととする。
セメント原料化				
灰溶融しスラグ化				
ばいじん		薬剤等により安定化処理し最終処分		
		セメント原料化		
山元還元				

	ガス化熔融方式 ガス化改質方式	スラグ化		<ul style="list-style-type: none"> ○中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとし、発電及び蒸気又は温水による熱供給（発電と熱供給の組合せを含む）をできるだけ行うこととする。
		ばいじん	薬剂等により安定化処理し最終処分 セメント原料化	
固形燃料化又は炭化して燃料を焼却する方式	焼却灰		最終処分場で適正処分 セメント原料化	<ul style="list-style-type: none"> ○固形燃料・炭の焼却に当たっては、ダイオキシン類対策の完備した施設で、回収した熱をエネルギーとして特に効率良く利用しなければならない。エネルギー利用は、発電及び蒸気又は温水による熱供給（発電と熱供給の組合せを含む）をできるだけ行うこととする。
		灰熔融しスラグ化		
		ばいじん	薬剂等により安定化処理し最終処分 セメント原料化	
	山元還元			
⑥燃やさないごみ	金属等の回収、燃やせる残さの選別、かさばるものの減容等の中間処理			<ul style="list-style-type: none"> ○金属等の回収業者等への売却等による再生利用 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分
⑦その他専用の処理のために分別するごみ	性状に見合った処理及び保管			<ul style="list-style-type: none"> ○性状に見合った再生利用又は適正処分
⑧粗大ごみ	修理等による再使用、金属等の回収、燃やせる残さの選別、かさばるものの減容等の中間処理			<ul style="list-style-type: none"> ○修理等して再使用 ○金属等の回収業者等への売却等による再生利用 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分

(5) ごみの処理施設の整備に関する事項

ごみ処理施設については、「(4) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項」に基づき、施設の種類ごとに施設能力、処理方式等について定めるものとする。

市町村は、必要に応じて循環型社会形成推進交付金制度等を活用しながら、地域の自主性と創意工夫を活かし、循環型社会の形成を推進するものとする。

また、必要に応じてPFIの活用等を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとする。

焼却施設については、焼却が必要な一般廃棄物量を適正に焼却できるよう、広域的かつ計画的な整備を推進することとする。この際、発電施設等の熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を優先するものとする。中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。

再生に係る施設については、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。とりわけ、食品廃棄物の再生利用に係る施設については、食品リサイクル法等に基づき、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用の取組の更なる促進が求められていること等も踏まえ、必要な処理能力を確保できるよう、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組むものとする。

また、一般廃棄物の最終処分場については、ここ数年、残余年数は向上しているものの、残余容量で見ると減少してきており、地域によっては一般廃棄物の最終処分場の残余容量がひっ迫している場合があることにかんがみ、残余容量の予測を行いつつ、地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備するものとする。

ごみ処理施設は、今後、維持管理や更新に係るコストが増大することが見込まれ、かつ、老朽化の進行等により機能面で社会の要請に応えられなくなることが懸念される。厳しい財政状況の中で、コスト縮減を図りつつ、必要なごみ処理施設を徹底的に活用していくため、いわゆるストックマネジメントの手法を導入し、ごみ処理施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る必要があることから、既存施設についてもストックマネジメント手法による長寿命化・延命化の検討を行うことが適当である。長寿命化・延命化の検討を行う際には、「環境省インフラ長寿命化計画（行動計画）」、「廃棄物処理施設における長寿命化総合計画作成の手引き」等を参考とされたい。

(6) その他ごみの処理に関し必要な事項

廃棄物減量化等推進協議会の設置・審議事項、廃棄物減量化等推進員の委嘱・活動、事業者の協力内容、廃棄物再生事業者の協力内容等について、基本方針等を定める。

また、災害時に発生する廃棄物にかかる対策について基本的な考え方を定めるものとする。

①廃棄物減量化等推進審議会及び廃棄物減量化等推進員

市町村における廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、廃棄物減量化等推進審議会及び廃棄物減量化等推進員の制度が設けられており、これらの制度の積極的活用を検討する。

②事業者の協力

製造者等に対して市町村が求める協力の内容は、指定される廃棄物の種類、製造者等による回収・処理体制の整備状況等を勘案して定める。

③災害廃棄物対策

(1) 基本的考え方

非常災害により生じた廃棄物（災害廃棄物）は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければならない。災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等によりその減量を図り、将来にわたって災害廃棄物の適正な処理が確保されるよう、最終処分量を低減させる必要がある。

(2) 各種計画を踏まえた災害廃棄物処理計画の策定等

市町村は、生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物を含む域内の一般廃棄物についての処理責任を有しており、平時から、災害対応拠点の視点からの施設整備や関係機関・団体との連携体制の構築、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて、非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備を図る。

その際、国が策定する廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針（平成26年3月環境省廃棄物・リサイクル対策部）及び大規模災害時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月環境省廃棄物・リサイクル対策部）等を十分踏まえながら、都道府県が策定する災害廃棄物処理計画、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画その他の防災関連指針・計画等

と整合を図りつつ、各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うものとする。

災害廃棄物処理計画の策定に当たっては、仮置場の確保、廃棄物（有害な廃棄物や危険な廃棄物等の処理困難物を含む）の分別及び処理方法、さらに周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力体制の整備等の災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要となる事項を定めるものとする。また、同計画の見直しの際は、新しい知見や経験、科学的な情報を踏まえたものとする。

(3) 災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保

発災時においては、災害廃棄物のみならず、通常の一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要となる。

このため、市町村においては、平時の備えとして、災害時において市町村（市町村自らのほか、市町村の委託を受けた者（委託業者）や市町村の許可を受けた処理業者（許可業者）を含む）が一般廃棄物処理（収集・運搬及び処分・再生）事業を継続するための実施体制、指揮命令系統、情報収集・連絡・協力要請等の方法・手段等の事業継続計画を検討し、一般廃棄物処理計画や災害廃棄物処理計画等に反映するとともに、組織としての事業継続能力が維持・改善されるよう、継続的な取組が必要である。その際、地域の実情に応じて、他の市町村等との連携等による広域的な取組について進めることが望ましい。

④ 不法投棄・不適正処理対策

一般廃棄物処理の有料化の導入等に伴って懸念されているごみの不法投棄・不適正処理について事前に検討を行い、ごみ処理基本計画に位置づけておくことが望ましい。

4. 計画策定に当たっての留意事項

ごみ処理基本計画の策定にあたっては、地域のごみの処理のみならず、低炭素社会や自然共生社会との統合の観点等の地球規模における環境保全の視点から検討を行うことが望ましい。

また、本計画に基づき、地域の実情に応じた長期的な展望に立ったごみ処理システムの構築を行っていくこととなるため、廃棄物処理技術の進展等に十分留意しながら計画を策定することが望ましい。

本計画で定めた目標値を達成するためには、基本施策を計画的に実現する必要があることから、計画を実現するためのスケジュールを立てることが適当である。

(1) 低炭素社会や自然共生社会との統合への配慮

今日、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、地域レベル・全国レベルで低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮して取組を進めていくことや、その実践の場として、地域の活性化にもつながる地域循環圏づくりに向け、それぞれの地域の文化等の特性や地域に住む人と人とのつながりに着目し、エネルギー源としての活用も含めた循環資源の種類に応じた適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進めることが必要である。そのため、エネルギー源としての廃棄物の有効利用等を含め、循環共生型の地域社会の構築に向けた取組を推進する。

一般廃棄物分野における地球温暖化対策としては、3Rの推進による焼却量の抑制や燃やさざるを得ない廃棄物からのエネルギーを有効活用するごみ発電やバイオマスエネルギー利用により、化石燃料の使用量の抑制を推進しているところであるが、平成26年度における廃棄物分野（産業廃棄物を含む）からの温室効果ガスの排出量は、総排出量の約2.3%を占めており、また、平成17年度比で約8.8%減少している状況である。本計画の策定に当たっては、温室効果ガスの排出量の削減について配慮することが適当である。

(2) 地域の実情に応じた長期的展望に基づくごみ処理システムの選択

ごみ処理を取り巻く状況は地域によって異なり、画一的ではない。また、焼却施設等の中間処理施設や最終処分場などの主要な技術以外にも、様々な新しい再生利用等の技術の発展がみられ、また地域に賦存するごみ以外の様々な循環資源との混合処理や、地域に立地する大規模な生産施設での受け入れに合致した再生利用技術など、技術にも多様な選択肢がある。施設を一旦整備すると長期にわたる運転が必要になることから、検討が不十分であると施設が性能どおり稼働しなかったり、再生品の受入先に窮したり、維持管理コストが高価となったりする可能性もある。

したがって、地域の状況や技術の動向等を踏まえて十分に検討し、長期的展望にたったシステムの選択を行うことが適当である。

(3) 計画の実現スケジュール

ごみ処理基本計画に位置づけられている施策については、計画期間（5年間）の大まかな実施スケジュールを立てておくことが望ましい。

(4) ごみ処理基本計画の公開

策定したごみ処理基本計画については、市民、排出事業者、廃棄物処理業者等に広く周知されるべきものであり、市町村の公報やホームページへの掲載や広報活動、関係団体への情報提供を行う必要がある。